

別府市本人通知制度事前登録申込書 (新規・更新)

大分県別府市長 あて

令和●●年●●月●●日

裏面の内容に同意の上、別府市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり登録を申込みます。

申請者又は代理人記入

通知を希望する人

氏名	フリガナ <u>ベップ イロウ</u>	生年月日	
	別府 市郎	明・大	●●年●●月●●日
住所	別府市大字鶴見□□□□番地の□□		
本籍	別府市大字亀川□□□□番地の□□	筆頭者	別府 市郎
連絡先	自宅 ●● — ●●●●	携帯	●●●●-●●●●-●●●●
対象	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍	<input checked="" type="checkbox"/> 附票
通知先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人		

代理人による申込みのときは次の欄も記入してください。

氏名	フリガナ	生年月日	
		明・大・昭・平・令	年 月 日
住所			
連絡先	自宅	携帯	

注1：裏面に概略を書いております。内容をよくお読みください。

注2：申込みには次の書類が必要です。なお、郵送による申込みの場合は、該当する書類の写しを添付してください。(省略できる場合もあります。)但し、委任状

- (1) 申込者が本人であることを証明する書類 (個人番号カード、)
- (2) 法定代理人による申込みの場合は、当該法定代理人の本人確認書類 (戸籍謄本、資格証明書等)
- (3) 法定代理人以外の代理人による申込みの場合は、当該代理人の本人確認書類及び委任状

代理人による申込の場合は
こちらを忘れずに記入してください

..... 以下の欄は市役所が記入します。.....

登録日	年 月 日	備考
対象住所		
対象本籍		

課長	住基係長	戸籍係長	申請者の区分及び確認事項	備考
			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人	登録済No. _____
受付/名簿	住基	戸籍	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(裏)

本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、この申込みにより登録した人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を第三者（本人等の代理人又は本人等以外の者）に交付した場合に、交付した事実について通知する制度です。
「本人等」とは、「本人や本人の家族等」をいいます。
 - ◎住民票関係では、本人及び本人と同一世帯の方をいいます。
 - ◎戸籍関係では、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方並びに直系の尊属及び卑属をいいます。
- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に「別府市住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ◎交付年月日
 - ◎交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
 - ◎交付請求（申出）者の種別（代理人や代理人以外）
 - ※交付請求（申出）者の氏名、住所などを通知することはできません。なお、別府市個人情報保護条例の規定に基づき、本人から個人情報開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても規定に基づき、氏名、目的など開示できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 4 登録を希望する人は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続することができない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。
- 5 郵便又は信書便による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合に行うことができます。
 - ◎登録を希望する人が疾病等の理由により申請書を持参することができない場合
 - ◎登録を希望する人が他の市区町村に居住している場合
- 6 登録を廃止しようとする場合又は登録した内容（氏名、住所、本籍等）に変更が生じた場合は、届出が必要です。
※変更の届出がない場合は、通知書が届かない場合がありますのでご了承ください。
- 7 登録者が死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、居所不明等により住民票が消除されたとき、登録の住所で通知書が送達できないとき又は保存期間の経過により通知の対象である住民票の写し等の交付がされなくなったときは、登録を廃止します。
- 8 登録の内容審査において必要な場合は、戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。